

反主知主義を改訂する

Revising anti-Intellectualism

井上 颯樹*
INOUE Satsuki

Abstract In this paper, I try to respond to objections from intellectualism about knowing-how. I define the attribution condition for knowing-how that has been adopted by traditional anti-intellectualists as AI. AI means that a certain knowing-how is attributed to an agent when that agent has the ability to actually perform the corresponding action. However, intellectualism is opposed to AI. Therefore, I will revise AI in order to answer the objections from intellectualism. In revising AI, I focus on the concept of *disposition* itself. In particular, I will refer to the concept of a masker, which is an impediment to a certain disposition. Based on masker's theory, AI would be rewritten as AI*. AI* is based on the view that a certain knowing-how can be attributed to an agent even if that agent has not the ability to actually perform the corresponding action. Based on AI*, anti-intellectualism can answer to the objection from intellectualism.

はじめに

私たちが「知っている」という言葉で指す現象にはさまざまなものが存在する。とりわけ、次の二種類の「知っている」は、別種の知識として論じられてきた。一つ目は、一般に、「命題知 (knowing-that)」と呼ばれる知識である。ある人が、カモノハシは卵生である、ということを知っているとす。この場合、その人には一つの命題知が帰属するといわれる。二つ目は、一般に、「方法知 (knowing-how)」と呼ばれる知識である。ある人は、どのようにして大根の桂剥きをするか、を知っているとす。この場合、その人には一つの方法知が帰属するといわれる。このように、「知っている」という言葉で表される現象には少なくとも二つのものが存在するという見方は自然なものに見える。

方法知に関する反主知主義 (Anti-Intellectualism) は、このような自然な見方を素直に受け入れる立場である。つまり、反主知主義者は、方法知と呼ばれる知識が実際に命題知とは別種の知識であると主張する。他方、主知主義 (Intellectualism) は、一見すると自然に思われる反主知主義の見解に異を唱え、方法知が命題知の一種に過ぎないと主張する。つまり、主知主義者は、一般に方法知と呼ばれる知識は実のところ命題知のみによって余すことなく理解可能であり、それに還元されると考える。

近年の研究に着目すると、主知主義の立場が多く支持を集めている。というのも、反主知主義は、主知主義から提示されているいくつかの反論に対して有効な応答を示せないままであるからだ。主知主義から差し向けられた重要な反論の一つに、方法知の「帰属条件」に関するものがある。反主知主義者は伝統的に、ある行為の仕方に関する方法知があ

* 千葉大学大学院人文公共学府博士前期課程1年

る主体に帰属するためには、その主体が当の行為を実際に行うことができる必要があると考えてきた。この考え方にしたがうと、ある主体がある行為の実行能力を失った場合には、その主体に当該の行為の方法知が帰属することはないことになるだろう。しかし、主知主義者によると、反主知主義者のこのような見解は誤りである。というのも、主知主義者によると、ある主体がある行為の実行能力を失っているにもかかわらず、依然としてその行為の方法知を保持しているといえるようなケースが確実に存在するからだ。以上のような反論に対し、反主知主義者は何らかの応答を示す必要がある。しかし、現状では、そのような応答は彼らから十分な形で与えられていない。

そこで本稿は、主知主義からの以上の反論に、反主知主義の側から応答することを試みる。そのために本稿は、反主知主義の立場から方法知の帰属条件に新たな定式化を与える。より具体的にいうと、本稿は、傾向性に関する「マスクー」という概念を用いて、方法知の帰属条件を従来の反主知主義者が考えてきたよりも複雑な条件として定式化し直す。(詳しくは後述するが、マスクーとは、傾向性の顕在化を阻害する要因のことである。)以下で論じるように、この新たな定式化のもとでは、ある主体がある行為の実行能力を失った場合も、その実行能力の喪失がマスクーとして機能しているだけで、主体がその方法知を喪失したことにはならない、といえるようになる。したがって、反主知主義はこの定式化を採用することで、主知主義からの上記の反論に応答できる。

本稿の構成を示しておく。第1節では、主知主義と反主知主義の立場を確認する。第2節では、反主知主義に対する主知主義の上述の反論を明確化する。ここでは、まず、反主知主義が受け入れるであろう方法知の帰属条件を定式化し、そのうえで、そのように定式化された帰属条件に対して主知主義が差し向ける反論を再構成する。第3節では、第2節において明確化した主知主義の反論に応答することを試みる。具体的には、方法知の帰属条件についての新たな定式化を与え、それにより当該の反論に対して応答を行う。本稿の議論が正しいものであれば、方法知に関する新たな定式化は、主知主義と反主知主義によるあらゆる論争に終止符を打つものではないにせよ、本稿で取り扱うような事例において、反主知主義にとって採用可能な選択肢の一つである、ということが示される。

1. 主知主義と反主知主義とは何か

本節では、主知主義と反主知主義という立場を概説する。そのためにまず、双方の立場を説明するために必要となる命題知と方法知という知識の区分についてあらためて確認する(1.1)。そのうえで、主知主義と反主知主義それぞれの主張を定義し、両者の対立点を明確にする(1.2)。

1.1 命題知と方法知

命題知とは、平叙文で表される事柄——すなわち命題 (proposition) ——を対象とした知識のことである (cf. 戸田山, 2002 : 5 ; プリチャード, 2022 : 2-3)。直観的には、“S knows that P” という形式によって表される知識のことである。たとえば、ある人が「カモノハシは卵生である」ということを知っている場合、その人には命題知が帰属する。よって以下では、任意の主体をS、そして、任意の命題をPという記号で表すことにし、「SがPということを知っている」という形で、任意の命題知を表すことにする。

一方で、方法知とは、何らかの行為の仕方を対象とした知識のことである (cf. 戸田山、2002: 5; プリチャード、2022: 3)。直観的には、“S knows how to ϕ (ファイ)” という形で表される知識のことである。たとえば、ある人が自転車に乗って、転倒や衝突事故などを起こすことなく、目的地まで辿り着くことができた場合、その人は自転車の乗り方を知っていると言えるだろう。つまり、その人には、自転車の乗り方に関する (あるいはそれを対象とした) 方法知が帰属する、と言えるわけである。同様に、大根の桂剥きをできる人には、まさに大根の桂剥きの仕方に関する方法知が帰属する。よって以下では、任意の行為を ϕ という記号で表すことにし、「Sはどのようにして ϕ するかを知っている」や「Sは ϕ する仕方を知っている」という形で、任意の方法知を表すことにする。

一見すると、方法知と命題知は異なる種類の知識であるように思われる (cf. 戸田山、2002: 2; プリチャード、2023: 3; 村瀬、2021: 164; Stanley, 2011: 411)¹⁾。というのも、命題知の場合、そこで知られていることがら (知識の対象) はまさに命題という言葉の形で説明できるのに対して、方法知の場合、そこで知られていることがらを言葉の形で説明できるとは限らない、と考えられているからだ。この点は、次に示すようないくつかの例を考えると自然な見解であるように思えるだろう。たとえば、大根の桂剥きを行うことはできるが、どのように大根の桂剥きを行うか、ということを経験によって説明することに困難を感じるような人がいるだろう。そのほかにも、「バツと行って、ガツと振る」という表現でしか、自分の巧みな打撃を説明できないような野球選手もいるだろうし、「ここでガーッとAコードを弾く」という表現でしか、自身のグローブ感を説明できないようなロックスターもいるだろう。このように、方法知が持つ「言葉へのしづらさ」²⁾という特徴ゆえに、命題知と方法知という二種類の知識は、別種の知識であるように見える。

1.2 主知主義と反主知主義

以上で確認したように、一見すると、命題知と方法知は別種の知識であるように思える。反主知主義とは、このような見解を素直に受け入れ、方法知を命題知によって汲み尽くされることのないある独自の種類の知識として認める立場である。この立場の代表的な擁護者としては、Ryle (1946, 1949)、Dreyfus (2005)、Noë (2005)、村瀬 (2021) などがいる。反主知主義においても細かい立場の違いは存在する。だが、命題知では汲み尽くせない種類の知識が存在することを認め、方法知はまさにそのような知識であると主張する点において、反主知主義者は共通した見解を持っている。

対照的に、主知主義は上述した一般的な見解を拒否する立場である。つまり、主知主義とは、方法知とは命題知の一種に他ならないと考える立場である。言い換えると、主知主義は、方法知とされてきた知識は、命題知のみに訴えかける何らかの分析を通じて、あますことなく説明可能であると唱える立場である。この立場の代表的な擁護者には、Stanley and Williamson (2001, 2016)、Stanley (2011a, 2011b) やCath (2017) などがいる。細かい立場上の違いはあるが、命題知とは別個に存在する知識としての方法知を認めない、という点において、主知主義者は共通した見解を持っている³⁾。

主知主義と反主知主義による論争は多岐にわたる⁴⁾。その中でも、本稿では、導入部で触れた方法知の帰属条件に関する問題に焦点を当てたい。その理由は、以下で論じるように、方法知の帰属条件に関する主知主義からの反論に対して、管見の及ぶ限り、反主知主

義は十分な応答を示せていないからである⁵⁾。だが、これまでに確認してきたように、反主知主義という立場は、方法知と命題知が別種の知識であるという自然な直観を認めてくれるものである。このような直観を放棄する場合、自転車に乗って転ばずにバランスをとる仕方を知っていること、ならびに自転車の歴史について知っていることが、同じ種類の知識となる。しかしながら、このような見方は、上記で確認した自然な直観に照らせば、もっともらしいものではないだろう。それゆえ、本稿は主知主義からの反論に応答し、反主知主義が存立する余地を確保しようと思う。以上のことが本稿の後続する部分において目指される。

2. 方法知の帰属問題

前節では、方法知と命題知という知識の区別を確認したうえで、主知主義と反主知主義という立場を整理した。本節では、反主知主義に対する主知主義の反論を取り上げる。主知主義の反論は、ある方法知が誰かに帰属するための必要十分条件（以下帰属条件）に焦点を当てるものであるため、まず、反主知主義における方法知の帰属条件を確認する（2.1）。ついで、反主知主義における方法知の帰属条件に対して差し向けられた主知主義による反論の内容を確認する（2.2）。

2.1 反主知主義による方法知の帰属条件

あらためて言うまでもないが、任意の人に任意の方法知が帰属するというわけではない。たとえば、ある人は、どのようにして日本語を話すかを知っているが、どのようにしてヘブライ語を話すかを知らないということがある。また、ある人は自転車の乗り方を知っているが、別の人は自転車の乗り方を知らない、ということもあるだろう。つまり、それぞれの主体はある一群の方法知を持っているが、他のものは持っていないということがある。また、ある一つの方法知はある範囲の主体に帰属するが、他の主体には帰属しない、ということもあるだろう。

では、ある主体に何らかの方法知が帰属するための条件とはどのようなものか。換言すると、どのような条件が満たされた場合に、ある人は何らかの方法知を持つといえるのだろうか。以下では、この点に関する反主知主義の主張を確認していこう。

これまでの議論から少なくともいえることは、反主知主義は、方法知の帰属条件が命題知のみから構成されると考えることはない、ということだ。というのも、命題知に還元されない独自の種類の知識として方法知の存在を認める反主知主義にとって、命題知だけから方法知の帰属条件が構成されると考えることは不可能であるからだ。仮に、そのように考えたとしても、そうすると、ある方法知を持つということは、ある種の命題知（おそらくはかなり複雑なものになるだろうが）を持つこととして、余すことなく理解されることになってしまう。このことは、当該の方法知を命題知の一種とみなすことであり、反主知主義における基本的な主張に抵触する。それゆえ、反主知主義にとって、命題知以外の何らかの要素が方法知の帰属条件を構成すると考えることが必須となる。

では、その「命題知以外の要素」とはどのようなものか。ここで、反主知主義において自然なことは、実際にやってみせること、つまり、要求されている行為についての実行能力に訴えることのように思われる。すなわち、実際にやって示すことができるということ

が方法知の帰属条件を構成すると考えることは、反主知主義にとって自然なことであるように思われる。

例示のため、先ほどの1.1節において取り上げた桂剥きの例を思い出してほしい。ここでは、大根の桂剥きに関する命題を一つも知らないが、大根の桂剥きを実際に行うことができる人が想定されていた。このような人は、桂剥きの仕方を知っていると言えるだろう。この例から示唆されることは、ある人が大根の桂剥きに関する方法知を持つかどうかにとっては、大根の桂剥きを実際に行えることこそが重要なのであって、大根の桂剥きに対応する命題知を持つ、あるいは持たないということは本質的ではないということだ。この論点は、いま述べたのと逆の人物の例を想定することによっても補強できる。すなわち、大根の桂剥きに対応するあらゆる命題知を持つが、実際に大根の桂剥きを行うことができない人である。その人は、「親指を添えて大根を回しながら包丁をすすめる」ことも知っているし、「厚めに向くことがコツ」であることも知っているが、実際に自身で桂剥きを行おうとしても、この種の命題知を応用することができない。このような人が大根の桂剥きの仕方について知っていると言うことは難しい。むしろ、この種の命題知を持たないが、実際に大根の桂剥きを行うことができる人物の方がどのようにして大根の桂剥きを行うかを知っていると考えた方がよいだろう。要するに、「実際にやってみせる」ということが方法知の帰属条件を構成すると考えることは、反主知主義において自然なことといえるのである。

ここでいう「実行能力」の内実について一点補足しておこう。ある行為の実行能力をもつということ、つまり、その行為を実際にやってみせられるということには、何がふくまれているのだろうか。次の例を考えてほしい。それは、1.1の例において大根の桂剥きを難なく行えた人が、もう一度大根の桂剥きを行おうとした時に、それに失敗する例である。その人はもう一度桂剥きに挑戦するが、またしてもうまくいかない。このようなとき、その人には大根の桂剥きに関する方法知が帰属するとは考えにくい。つまり、ある行為をやるとうとしたケースのうちかなりの割合で実際にそれを行うことができないとき、その人に当該の行為に関する方法知が帰属するということは難しい。このことを逆からいえば、主体がある行為を行うことができるという能力には、当該の行為をやるうとすれば実際に行えるという安定性が含意されているのだ⁶⁾。

以上のことから、方法知の帰属条件に関する反主知主義を採用する場合、その帰属条件は次のように定式化されることが自然であろう。(以下では、この双条件文のことを、“Anti-Intellectualism”の省略として“AI”と呼ぶ。)

AI : S はどのようにしてφするかを知っている ⇔ S はφしようとするれば、実際にφする

実際に、代表的な反主知主義であるRyle (1946) も同様のことを述べている。

上質な料理から、どのようにして料理をするのかを知っているということが示されるように、どのようにして振る舞うかを知っているということは、正確な振る舞いによって示されている。(Ryle, 1946 : 13)

この引用において、Ryle (1946) は、ある人が実際に行為できるというところに方法知の帰属条件を見出している。上記の引用にもあるように、ある人が実際には上質な料理を提供できるというところにこそ、その人の料理に関する方法知は存している。そしてRyle (1946) による主張は、実際に当該の行為を示すことができるということを方法知の帰属条件とするAIを受け入れているとみなせる。

しかしながら、以上でみた反主知主義における方法知の帰属条件AIに対しては、主知主義者からある反論が提示されている。よって次の2.2節では、AIに対するその反論を確認することしよう。

2.2 反主知主義に対する主知主義からの反論

AIによると、方法知とは主体が当該の能力を顕在化させた場合に帰属する知識のことであった。だが、主知主義者によると、AIには深刻な問題がある。

その問題点は、主知主義者であるStanley and Williamson (2001) によって示されている(同著者たちの(2001:416)も参照。なお以下では、“Stanley and Williamson”を“S&W”と略記する)。S&W (2001) では、帰属条件文で定式化されるAIに対して、次のような例が提示されている。すなわち、ある事故により両腕を失ったピアニストがいる。このピアニストには、事故以前、ピアノを弾くことに関する方法知が帰属していた。だが、事故によりピアニストはピアノを弾くための身体能力を失ってしまったのである。

この例において、ピアニストは身体機能を喪失してしまった。だが、認知機能や言語能力などには異常がないということには注意してほしい。単にピアニストは、ピアノを弾こうとしても、以前のようにピアノを弾くことができなくなってしまったのだ。

以上のような例を、反主知主義であればどのように理解するだろうか。おそらく、AIを採用する反主知主義者であれば、両腕を失ったピアニストはもはやピアノを弾くことに関する方法知を失った、と述べるだろう。というのも、AIによると、主体がある行為の実行能力を持たないのであれば、その主体に当該の行為に関する方法知が帰属することはないからである。以上のことは、反主知主義に共感を持つものであれば、AIからの妥当な帰結であるとみなせるだろう。

しかし、主知主義者は、反主知主義による以上の見解が誤りであると主張する。つまり、主知主義によると、ピアノの弾き方を知っている(ピアノの弾き方に関する方法知を持っている)ために、実際にピアノを弾ける必要はないのである。

ここまでの議論から考えると、このような主知主義者の主張は、一見もっともらしくないように思われるかもしれない。しかし、主知主義者であれば、次のように論じることで彼らの主張の正当化をはかるだろう(cf. S&W, 2001:416)。いま問題の両腕を失ったピアニストは、単にピアノを弾くという行為の最終段階で必要になる身体能力を失ったに過ぎない。このピアニストは依然として、楽譜を読むことができるし、拍を数えることもできる。また彼女は(このように想定してもよいだろう)、両腕を失う前にそうしていたのと全く同じように、ベッドの中で(実際に手を動かすことなく)、ある曲を弾くときの手の動きを詳細に、また正確にイメージすることもできる。このような状態の人は、本来の意味で「ピアノの弾き方を知らない」人、たとえば、これまで一度もピアノを習ったことのないような人とは明確に区別されるべきだろう。実際、もし彼女が両腕のない現状を悔し

く、またもどかしく思っているとするれば、その思いは部分的に、ピアノの弾き方は今でも十分よく知っているにもかかわらず、自分が知っているその内容を実行に移せないということから来る、と考えることは自然である。つまり、このピアニストは、両腕を失った後でも依然としてピアノの弾き方に関する方法知を保持している、と考えることはもっともらしい。演奏行為の最終段階で必要になる身体能力を失ったからといって、演奏の仕方自体を知らない状態になったのではない——と、このように主知主義者であれば主張する。

こうした主知主義者の主張は、より身近な例によっても補強できるように思われる。「イップス」と呼ばれる事例を考えてみよう。イップスとは、何らかの原因によって、それまで難なく遂行できていた運動動作が、円滑に行えなくなるような事例を指す。たとえば、やろうと思えば、ミスなく何度も狙った場所へボールを投げることができた主体が、突如として、これまでのようなピッチングができなくなった場合がイップスの例に当たる。

イップスの例によって明確化される論点とは、身体機能の喪失以外の原因によって主体が実行能力を喪失した場合でも、主体が方法知を持ちうる、ということである。つまり、イップスの例では、主体が実行能力を持つということが方法知の帰属条件を必ずしも構成する訳ではない、ということが示唆されている。だが、先ほどのピッチングに関するイップスの例において、AIを採用する反主知主義者であれば、主体はピッチングに関する方法知を失ったというだろう。しかし、繰り返すように、ここで、主体がピッチングに関する方法知を失ったと考えることは直観に反する。では、このような事例において、主体にピッチングに関する方法知が帰属されていることをどのように説明すればよいか。AIに依拠する限り、反主知主義はこの事例を説明することはできない。そこで以下では、実行能力を失ってしまった主体にも方法知が残されているという主知主義の説明に目を向ける必要があるだろう。

両腕を失ったピアニストやイップスに陥った選手にも当該の方法知が残されているということを説明するため、S&W (2016) は、技能⁷⁾の顕在化 (manifestation) を二段階に分ようとする。以下では、技能の2段階の顕在化について詳しく確認しよう。

まず、一段階目の意味における技能は、目的となる行為のために用いられる知識⁸⁾を生み出す状態において顕在化する。たとえばテニスにおいて、〈ここにラケットを持っていく〉や〈今、ラケットを振る〉のような知識状態に、その人のテニスに関する方法知は、一段階目の意味において、顕在化している。

ついで、二段階目の意味における技能は、一段階目の知識状態をもとに導かれた行為において顕在化する。先ほどのテニスの例を思い出そう。〈ここにラケットを持っていく〉という知識状態において、その人のテニスに関する方法知は一段階目の意味で顕在化していた。そして、〈ここにラケットを持っていく〉という知識をもとに達成されるレシーブ行為において、その人のテニスに関する方法知は、二段階目の意味で、顕在化している (cf. S&W, 2016 : 717)。

方法知の顕在化を二段階に分けるS&W (2016) の議論を利用すると、両腕を失ったピアニストがピアノの弾き方の方法知を依然保持しているという直観が説明できるようになる。両腕を失ったピアニストは、ピアノの弾き方に関する方法知を二段階目の意味において顕在化させることはできない。だからといって、このことは、両腕を失ったピアニストが知識を持たないということの意味しない。主知主義はこの点を強調する。というのも、

ピアニストは、一段階目の意味においての方法知の顕在化には成功しているからである。そこにおいてピアニストは、いつ弾くか、どこで止めるか、などの知識状態には存している。したがって、両腕を失ったピアニストはピアノを弾くための方法知を依然としてもつ。以上が主知主義による説明である。

以上、2.2節では、反主知主義に対して、主知主義者であるS&W (2016) が提示した反論を確認した。その反論によれば、反主知主義による方法知の帰属条件AIは、両腕を失ったピアニストの例などに示されるような問題を抱えている。つまり、反主知主義の基本主張であるAIは、実際のところ維持できない。だが、以上のことから、反主知主義は擁護不可能な立場であるということが帰結するのか。本稿はそうではないと考えている。そこで第3節では、反主知主義から以上の反論にどのように応答できるかを考察しようと思う。

3. 反主知主義を改訂する

本節では、前節でみた主知主義による反論に対して、反主知主義の立場から応答を試みる。とりわけ、反主知主義の主張を精緻化することで、反主知主義においても両腕を失ったピアニストの例が説明可能であるということを示す。そのために、まず、従来の反主知主義が十分に強調できていなかった、方法知と「傾向性」概念との関連を明らかにし、反主知主義の主張を改訂するためのヒントを得る (3.1)。つぎに、反主知主義の主張に新たな定式化を与えたうえで、その定式化のもとでは、両腕を失ったピアニストの例が説明可能になるということを示す (3.2)。さいごに、本稿の見解は想定される反論に対しても有効であると論じる (3.3)。

3.1 傾向性概念の確認

3.1節では、まず、これまでに議論してきた方法知が、ある種の傾向性として捉え直せるということを確認する。ついで、ある傾向性が個物に帰属するための条件についての一つのシンプルな分析案をみる。さいごに、問題となる傾向性の帰属条件は、マスカーと呼ばれるものの存在を踏まえると、ある複雑な条件文として定式化されるべきものになることを確認する。

これまでに論じてきた方法知についてもう一度考えてみると、それは、**傾向性** (disposition) と呼ばれる特徴と類似した点を持っていることがわかる。一般に、ある一つの傾向性を持つということは、一定の条件下で決まった種類の特徴を発現するということである (柏端, 2017: 168-175)。たとえば、あるものが割れやすいとは、そのものに何らかの衝撃を加えると容易に割れるということである。また、あるものが溶けやすいとは、そのものを水の中に入れると溶けるということであり、あるものが燃えやすいとは、そのものに火を近づけると燃えるということである。

以上のような傾向性についての説明を確認すると、本稿の主題である方法知を、ある種の傾向性として理解することはごく自然であるようにみえる。たとえば、やろうと思えば、大根の桂剥きを行うことができることや、自転車に乗ろうと思えば、転ぶことなく、目的地まで辿り着くことができることなどが挙げられる。このように、方法知をある種の能力を発揮する傾向性として理解することができるように思われる。そこで、以下では、傾向性の帰属条件をどのように理解するかを確認することで、主知主義からの反論に応答する

ための糸口を探ることにしよう。

ある傾向性がある個物に帰属する（ある個物がある傾向性を持つ）ための必要十分条件とはどのようなものだろうか。上述のことから示唆されるように、一般に傾向性は、刺激条件（stimulus condition）と顕在化（manifestation）によって個別化・定義される。例えば、あるガラスが〈割れやすい〉という傾向性を持つとは、そのガラスに衝撃（刺激条件）を加えると、割れる（顕在化）ということである。このような、「～すると、～になる」という単純な形の反事実的条件文によって傾向性の帰属条件を捉えようとする立場は、“simple conditional analysis”と呼ばれる⁹⁾。そして、この分析によると、ある個物Sがある傾向性Dを持つということは、Dを定義する刺激条件と顕在化をそれぞれCとMとした場合、次のように定式化される。

SはDという傾向性をもつ ⇔ もし、SがCという刺激条件におかれたならば、顕在化Mが起こる。

傾向性を最も単純に考えると、以上のような帰属条件となる。そして、一般的には、以上のように考えることが標準的な見解といえるため、本稿も上記の帰属条件に依拠する。

だが、以上のような最も単純な形での傾向性の帰属条件には明らかな問題が存在している。たとえば、衝撃を全て吸収する梱包材に包まれたビンに対していかなる強さで衝撃を加えたとしても、“割れやすさ”の顕在化である事態（ビンが割れるという事態）は起こらない。そして、飽和した状態の食塩水にいくら塩を放り込んでも、塩の水溶性が発現しなくなる（しにくくなる）ことがあるだろう。このように、ビンであれば梱包材、塩であれば水溶液の飽和状態が、問題の個物が持つ傾向性の発現を阻害することがある。このような阻害因は、Bird(1998)とJohnston(1992)の議論では、マスキング“maskers”¹⁰⁾と呼ばれている。

Bird(1998)とJohnston(1992)の議論を踏まえると、マスキングとは、何らかの刺激条件のもとで、しかじかの傾向性を顕在化させるある対象に対して、刺激条件から、傾向性の顕在化に至る因果関係の連鎖を断ち切り、顕在化が実際には起こらないようにする効果を持つものである（cf. Bird, 1998: 228）。たとえば、梱包材に包まれたビンの例において、梱包材はビンの傾向性の顕在化を阻害するマスキングとして機能している。ここで重要なことは、衝撃にもかかわらずビンが持つ“割れやすい”という傾向性が顕在化しないということは、梱包材がビンの傾向性を失わせたのではなく、マスキングとして、ビンが持つ“割れやすい”という傾向性の顕在化を妨げている、ということだ。それゆえ、Bird(1998)とJohnston(1992)の議論は、衝撃（刺激条件）と割れること（顕在化）を通じて、ビンの傾向性が示されるという最も単純な傾向性の分析に対する明らかな反例を示している。したがって、ある対象に存していた何らかの傾向性が顕在化しないということから、その対象から傾向性が失われたと仮定することは誤りとなる。というのも、繰り返し述べることになるが、梱包材を外して衝撃を加えるとビンが割れるように、傾向性の顕在化を阻害するマスキングを外せば、その対象に存する傾向性は再び顕在化するからである。

そして、こうしたマスキングの存在を踏まえると、上述の傾向性に関する最も単純な帰属条件は、次のように修正されるべきであろう。

S は D という傾向性をもつ \Leftrightarrow もし、 S が C という刺激条件におかれたならば、マスキナーのない状況においては、顕在化 M が起こる。

マスキナーの存在を踏まえることで、しかじかの傾向性を持つようなある個物に何らかの刺激条件があったとき、たとえその傾向性が発現することがないとしても、その個物は依然として傾向性を持つ、という主張を維持することができる。つまり、ある個物が持つ傾向性が発現しないということから、その個物が傾向性を失ったということは直ちに帰結しなくなるのだ。

3.1節では、方法知がある種の傾向性として捉え直せることを確認し、傾向性の帰属条件とマスキナーという概念を確認した。3.2節では、以上の議論を踏まえて、AIを改定する。そして、反主知主義として、主知主義からの反論に応答することを試みる。

3.2 あらためて反主知主義を擁護する

3.2節では、先の3.1節の議論を踏まえ、本稿による主知主義への応答がどのようなものであるかを説明する。

3.1節での傾向性およびマスキナーに関する議論に基づくと、AIは、次のAI*として再定式化される。

AI* : S はどのようにして ϕ するかを知っている \Leftrightarrow S は ϕ しようとするれば、マスキナーのない状況においては、実際に ϕ する

AI*において、ある主体 S が任意の方法知を持つということは、 ϕ しようとしたときに、何らかのマスキナーがない状況において、実際に ϕ するということである。そしてAI*は、マスキナーのない状況において、梱包材に包まれたピンがいかなる衝撃を加えられたとしても、割れやすさという傾向性を顕在化させることはないという事例と同様の論点に基づいている。つまり、いずれの事例においても、ある傾向性が顕在化しないということから、その傾向性が消失しているということをも導く議論に対する反論となっている。

AI*に基づくと、両腕を失ったピアニストの例に対して、反主知主義がどのように応じられるかが明らかになる。なぜ明らかになるのかというと、AI*を踏まえると、両腕を失ったということをマスキナーとして理解することが可能になるからだ。つまり、両腕を失ったピアニストにおいて、両腕を失ったという事態が、自身のピアノを弾こうとすればピアノを弾くことができるという傾向性の発現を阻害するマスキナーとなる。このとき、AI*において、マスキナーのある状況下では、ある傾向性が発現しないことは、主体がその傾向性を失っているということを意味しない。それゆえ、そのピアニストはピアノを弾くことに関する傾向性を失ったわけではない、と考えることができる。したがって、ピアニストはピアノを弾くことに関する方法知を保持し続けている。以上のことから、反主知主義においても、両腕を失ったピアニストがピアノを弾くことに関する方法知を持つということが示された。このように、本稿はAI*を採用する立場のことを「改訂された反主知主義」と呼ぶ¹¹⁾。

AI*に基づく以上のような応答は、その場しのぎの応答ではない（アドホックなもので

はない)。というのも、AI*は方法知をAIよりも精緻に捉えた定義であるため、方法知の存在を認める人々にとっては、より自然な理解を提示しているからだ。ここまでの議論を踏まえて、AIに従うと、ある主体が何らかの方法知を一定期間所有していたり、所有していなかったりする、という帰結が導かれてしまう。だが、以上のことは、ある方法知が帰属されるような主体に対して我々が持つ自然な理解から乖離している。たとえば、怪我で思うようにバットが振れず、ヒットが打てないとしても、我々は、その打者が依然としてバッティングに関する方法知を持つと考えるだろう。

AI*は上記の問題点を解決する。というのも、AI*に従うと、打者が負った怪我をマスキアとして理解することができるからだ。それゆえ、怪我をしている、つまり、マスキアがある状況に先ほどの打者は存しているが、以上のことは、バッティングに関する方法知をその打者が失ったということを意味しない。要するに、AI*によると、怪我をしているということは、主体が持つバッティングに関する方法知の顕在化を阻害しているものとして理解されるのだ。したがって、AI*は、AIから生まれる問題を解決することができることから、方法知をより洗練した形で理解できる定義といえる。以上の理由から、AI*への改定はその場しのぎの改定ではなく、我々の方法知に対する自然な理解をよりすくいとるために必要不可欠な改定であると言える。

3.3 想定反論に答える

以上で議論されてきた「改訂された反主知主義」というアイデアに対して、いくつかの反論が想定できる。そのうちで、まっさきに浮かぶ反論として次のようなものがある。それは、両腕を失っているということはマスキアではないというものである。そもそもマスキアの定義とは、何らかの刺激条件から、ある傾向性の顕在化に至る因果関係の連鎖を断ち切り、顕在化が実際には起こらないようにする効果を持つものであった。しかし、両腕を失ったピアニストの例において、両腕を失っていることをマスキアとして理解することはできない。以上が想定できる反論の内実である。

以上の反論を詳しく確認しよう。たとえば、燃えやすい紙を水で濡らしたとき、紙は“燃えやすい”という傾向性を端的に失っていると考えることができる。以上の例と同様に、両腕を失ったピアニストは、ピアノを弾く能力を端的に喪失しただけであって、両腕を失ったことがピアノを弾くことに関する傾向性をマスクしているわけではない。したがって、両腕を失ったピアニストにピアノの弾き方に関する方法知を帰属させることができるという直観をマスキアで説明することは不適切となる。

このような反論は、マスキアがどのような概念であるかということについての暗黙的な前提に基づいている。それは、ある対象に対するマスキアは内在的な性質に限るというものである。ここでいう内在的な性質とは、対象が周囲の環境とは独自に持つ性質のことである。つまり、両腕を失ったということがマスキアではないという反論の根拠は、両腕を失っているということが、ピンの梱包材とは異なって、対象の内在的性質に変化を与えているという点にある。つまり、梱包材というマスキアは、ピンの内在的性質（結晶構造など）に何ら影響を与えていない。だが、その一方で、両腕を失っているということをマスキアとして考えた場合、両腕を失っているということがピアニストの内在的性質（身体構造）に影響を与えているというものである。ようするに、対象の性質を変えてしまうもの

はマスキングではない、という見解がこの反論の根拠となっている。

しかし、このような反論者の前提を受け入れる必要は必ずしもないように思われる。その理由はごく単純なものである。すなわち、マスキングとは阻害因なので、対象の内在的性質を変化させないものに限定する必要はない、というものだ。たしかに、マスキングにおける説明のほとんどは、環境要因と呼ばれるものだろう。だが、それでも、内在的な性質に変化を与えないものにマスキングを限定する必要はないだろう。たとえば、Bird (1998) は次のような例を提示している。すなわち、水銀を飲み続けると、水銀中毒を引き起こす。このとき、ジメルカプロールが水銀中毒に対する解毒剤となる。そして、ジメルカプロールは水銀中毒に対するマスキングとして機能する。だが、同時に、ジメルカプロールを摂取することは対象の内在的性質に影響を与えている (Bird, 1998 : 228)。以上のことは、ある個物が対象の内在的な性質に影響を与えているが、その対象が持つ傾向性の発現を阻害しており、当の個物をマスキングと呼ぶにふさわしい場面といえる。以上のことから、マスキングを対象の内在的性質にのみ限定するという反論は退けることができそうだ。

以上の傾向性一般に関する主張は、方法知を傾向性的一种として見なす限り、方法知に関する議論にも当てはまるものだ。たとえば、2.2節で取り上げたピッチングにおけるイップスの例をもう一度考えてほしい。そこにおいてピッチングのイップスに主体が陥っていることは、主体の脳状態などの内在的な性質に影響を与えている。それにもかかわらず、何らかの契機が起こると、主体は以前のようなピッチングが再び可能となる。ここにおいても、イップスであることが、主体の内在的な性質に影響を与えている、かつ、ピッチングに関する方法知のマスキングとして機能している、と本稿は考えている。このように考えると、ある対象のマスキングであることと、それが対象の内在的性質に影響を与えているということは十分に両立可能なことに思える。それゆえ、以上の反論に対しても、AI*が持つ有用性は維持されたままであるのだ¹²⁾。

おわりに

本稿では、方法知の帰属条件をめぐる主知主義と反主知主義の論争において、反主知主義を改訂し、主知主義の反論に対する応答を試みた。

従来の反主知主義者が採用してきた方法知の帰属条件を本稿はAIとして定義した。AIによると、ある主体にある方法知が帰属するのは、その主体が対応する行為を実際に行うことができるという実行能力を持つときである。

しかし、主知主義はAIに反対する。AIに反対するために、主知主義は両腕を失ったピアニストという例を提示した。両腕を失ったピアニストはピアノを弾くための実行能力を持たない。それゆえ、両腕を失ったピアニストには、ピアノを弾くことに関する方法知が帰属しない。反主知主義者であれば以上のように考える。しかし、主知主義によると、このような帰結は、我々が持つ方法知への自然な理解に対して不自然なものである。

以上の反論に答えるために本稿は、AIを改定することで、主知主義に応答することを試みた。AIの改定にあたって、本稿は傾向性概念そのものに着目した。とりわけ、マスキングという傾向性の阻害因に着目した。マスキングの議論に基づくと、AIはAI*として書き換えられることになった。AI*とは、ある個物が持つ傾向性が顕現しない場合においても、個物に傾向性の帰属を認めるという見解に基づいている。AI*によると、両腕を失ったピ

ニストがピアノを弾くことに関する方法知を依然として持つという説明が反主知主義においても可能になる。というのも、AI*に基づくのであれば、両腕を失ったという身体的な障壁はマスクーとして理解されるからだ。したがって、以上のような考えに照らせば、ピアノを弾くことに関する方法知の顕在化が両腕を失ったというマスクーによって阻害されているため、ピアニストは依然として当該の方法知を持つということが帰結する。

- 1) ここで挙げた者たちをふくむ多くの哲学者たちは、方法知と命題知の区別は「日常的」ないし「一般的」なものだと想定している。もちろん、この区別が実際に「一般的」なものかどうかについては経験的な調査を待たなければならないが、本稿では、多くの哲学者に従いそのように仮定する。
- 2) 「言葉へのしづらさ」という表現は、村瀬 (2021) によるものを採用した。
- 3) たとえばS&W (2001) やStanley (2011a) は、方法知を、命題知と、命題知に関する実践的な与えられ方 (practical mode of presentation) に還元する。
- 4) この論争の全体的な概要は、Pavese (2021) にまとめられている。
- 5) 村瀬 (2012) は、本稿と同様に、両腕をなくしたピアニストの事例に対して、反主知主義の立場から反論を試みている (cf. 村瀬, 2012: 84-90)。しかし、本稿と村瀬 (2012) は異なる見解を持つ。村瀬 (2012) の議論と本稿の違いは次のようなものだ。それは、村瀬 (2012) が両腕を失ったピアニストの例において、方法知と能力との関係性に主眼をおいていたことに対して、本稿は方法知と傾向性との関係性に主眼をおいていることである。そして、方法知の帰属条件についても理解が異なる。村瀬 (2012) は、主体が当該の方法知を顕在化させるための能力を失ったということは両腕を失ったピアニストの例から帰結しないと考えている。というのも、村瀬 (2012) は、ピアニストは「腕を失った」だけで、「ピアノを弾く能力を失った」わけではないと考えているからだ (cf. 村瀬, 2012: 85)。他方で、本稿は後述の議論でも明らかになるように、ピアニストは「ピアノを弾く能力を失った」が、「ピアノを弾くことに関する方法知 (傾向性) を失った」わけではないと考えている。このような点を踏まえて、本稿はこれまでの反主知主義による応答が未だ不十分であると考えている。
- 6) 以上の説明は、後述する傾向性一般についての議論においては成り立たない。だが、本稿では方法知および技能にまつわる傾向性についての説明を行う。それゆえ、安定性という面を強調することにした。
- 7) S&W (2016) の論旨に反することにはなるが、ここの技能は方法知と交換可能な語として用いることにする。
- 8) この場合の知識は、命題知のことである。S&W (2016) は、第一の意味での顕在化において、正確な行為を導くための命題知を生み出す傾向性が技能 (本稿でいう方法知) であると述べる。(S&W, 2016: 717)
- 9) “Simple conditional analysis” については、Sungho Choi and Michael Fara (2018) によるものに依拠した。
- 10) 傾向性の阻害因をBird (1998) は、“antidote” と呼び、Johnston (1992) は、“maskers” と呼ぶ。本稿では日本語表記の観点から、「マスクー」という呼び方を採用する。
- 11) もちろん、本稿が提示する見解は、方法知の帰属条件に関する問題に対する唯一の解決策ではない。例えば、マスクーの概念を導入する本稿のやり方の他に、総称文 (Generics) の特性に訴えるような解決策もあるだろう。
- 12) 以上のような論点とは別の問題も想定可能である。それは、傾向性及び方法知に関するこれまでの論点を最大限に拡充すると、一度も当該の方法知を顕在化させたことがない主体にも方法知が帰属するということが論理的に可能となる、ということだ。たとえば、一度も野球の始球式を経験したことがないが、投擲や砲丸投げなどで世界記録を持つムロフシくんという人物を想定する。おそらく彼は、すると、〈もし、ムロフシくんが始球式を任されたならば、素人には不可能な球速を記録することができるだろう〉という傾向性がムロフシくんに帰属することは、周辺の可能世界を検討すると、論理的に妥当であるだろう、というものである。本稿は、以上のような問題に対する一応の見解を持つ。だが、以上の問題について主題的に論じることは別の機会にしたい。

謝辞

本稿は、卓越大学院プログラム (アジアユーラシア・グローバルリーダー養成のための臨床人文学教育プログラム) における特別研究費の助成を受けている。また、本稿の執筆・

改稿にあたっては、千葉大学の同級生を中心に構成されている“論理学勉強会”のメンバーや、本稿の草稿段階から議論にお付き合いいただいた滝沢正之氏など非常に多くの方々にお力添えをいただいた。ここに深く感謝する。加えて、前期博士課程である筆者に対して、本稿の投稿許可をくださった千葉大学人文公共学府紀要委員会および、委員長の萩山正浩氏にも深く感謝する。

参考文献

- Bird, Alexander. 1998, “Dispositions and Antidotes”, *The Philosophical Quarterly* 48, pp. 227-234.
- Carlotta, Pavese. “Knowledge-how”, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*
 URL = [〈https://plato.stanford.edu/entries/knowledge-how〉](https://plato.stanford.edu/entries/knowledge-how) (最終閲覧：2023/11/25)
- Carlotta, Pavese. 2021, “Practical representation”, *The Routledge Handbook of Philosophy of Skill and Expertise*, pp. 226-244.
- Cath, Yuri. 2017, “Intellectualism and Testimony” *Analysis* 77(2), pp. 259-266.
- David, Lewis. 1973, *Counterfactuals*, Basil Blackwell. (吉満昭宏訳, 2007, 『反事実的条件法』, 勁草書房.)
 ———. 1986, *On the Plurality of Worlds*, Basil Blackwell. (出口康夫監訳, 佐金武ほか訳, 2016, 『世界の複数性について』, 名古屋大学出版会.)
- Dreyfus, Hubert. 2005, “Overcoming the myth of the mental: how philosophers can profit from the phenomenology of everyday expertise”, *Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association* 79(2), pp. 47-65.
- ダンカンプリチャード, 笠木雅史訳, 2022, 『知識とは何だろうか：認識論入門』, 勁草書房.
- Evan, Riley. 2017 “What skill is not”, *Analysis* 77(2), pp. 345-354.
- Johnston, Mark. 1992, “How to Speak of the Colors”, *Philosophical Studies*, 68, pp. 221-263.
- Noë, Alva. 2005, Against intellectualism. *Analysis* 65, pp. 278-90.
- Sunggho, Choi and Michael, Fara. “Dispositions”, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*
 URL = [〈https://plato.stanford.edu/entries/dispositions/〉](https://plato.stanford.edu/entries/dispositions/) (最終閲覧日：2023/11/25)
- Stanley, Jason. 2011a, *Know How*. Oxford University Press.
 ———, 2011b, “Knowing (How)”, *Noûs* 45(2), pp. 207-238.
- Stanley, Jason and Williamson, Timothy. 2001, “KNOWING HOW”, *The Journal of Philosophy* 98(8), pp. 411-444.
 ———, 2016, “Skill”, *Noûs* 51(4), pp. 713-726.
- Ryle, Gilbert. 1946, “Knowing How and Knowing That”, *Proceedings of the Aristotelian Society* 46. pp. 1-16.
 ———, 1949, *The Concept of Mind*, Hunchison. (坂本百大ほか訳, 1987, 『心の概念』, みすず書房.)
- 池吉琢磨・中山康雄, 2009, 「knowing-thatとknowing-howの区別」『科学基礎論研究』37-1 pp. 1-7.
- 柏端達也, 2017, 『現代形而上学入門』勁草書房.
- 戸田山和久, 2002, 『知識の哲学』産業図書.
- 村瀬智之, 2012, 「knowing-howと傾向性—統一的理解とその意義—」千葉大学人文社会研究学科博士論文.
 ———, 2021, 「方法的知識と傾向性—方法的知識はいかなる知識か?」『哲学』No. 72 pp. 164-175.